

委員会規程

- 第1条 [目的] 本規程は、日本手話学会会則(以下、会則)第20条に基づき、委員会の設置・運営・改廃に関する事項について定める。
- 第2条 [委員会区分] 本会に設置する委員会は、下記の二つに分類される。
- ① 常置委員会: 常時設置され、本会の基本的事項の運営を行う。
 - ② 時限委員会: 必要に応じて設置され、過渡的な事項の整備を行う。
- 第3条 [常置委員会] 本会に以下の常置委員会を置く
- ① 大会委員会: 大会の開催計画策定、基本的運営方針決定に関する会務を執り行う。
 - ② 企画委員会: 新規事業、学会の将来計画に関する事業の企画、実施に関する会務を執り行う。
 - ③ 学会誌編集委員会: 日本手話学会誌『手話学研究』の編集・発行に関する会務を執り行う。
 - ④ 電子広報委員会: 電子メディアを用いた広報活動に関する会務を執り行う。
- 第4条 [時限委員会] 時限委員会の設置は、理事、あるいは、会員の提案に基づき、理事会の議を経て行われる。
- 2 時限委員会の設置期間は、会長の残任期間を超えない範囲で、理事会が決定し、各委員会内規に定める。ただし、改選後の理事会が所期の目的を達するために継続することが必要と判断した場合には、新しい会長の残任期間を超えない範囲で設置期間を延長することは妨げない。
- 第5条 [委員会構成] 委員会は、委員長および委員により構成する。ただし、必要に応じ、委員会の議を経て、委員より選出した副委員長を置くことができる。

第6条 [委員長] 委員長は会員より候補者を選出し、理事会の議を経て、会長が委嘱するものとする。

2 委員は委員長が指名する。但し、委員長は委員名簿（委員長を含む）を事務局に提出し、会員への周知を図らなければならないものとする。

第7条 [任期] 常置委員会委員の任期は会長の任期に、時限委員会委員の任期は各委員会の設置期間に従う。ただし、再任は妨げない。

第8条 [委員会内規] 各委員会の内規は理事会の議を経なければならない。

第9条 [変更] 本規程の変更は総会の議を経なければならない。

本規程は2010年11月18日より施行する。

本規程は2013年10月26日より施行する。